

第 85 回倫理委員会議事要旨（2023 年 6 月 6 日）

I 日時：

2023 年 6 月 6 日（火）13:00～14:55

II 場所：

対面及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A（研究文書）」（公開草案）の公表について

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正及び倫理規則研究文書「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示に関する Q&A（研究文書）」の公開草案について説明がなされた。実務ガイダンス第 1 号の改正内容や研究文書の構成及び内容等について、5 月 22 日に開催された第 7 回倫理委員会有識者懇談会における委員からのコメントやそれに対する本会の対応を含めた説明がなされた。

2022 年改正の倫理規則では、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity: PIE）である場合、報酬関連情報の透明性の観点から、監査役等とのコミュニケーションとともに、依頼人又は会計事務所等による報酬関連情報の開示が求められている。これについて、実務上の参考となる考え方を提供するため、実務ガイダンス第 1 号の改正及び研究文書の作成を行ったものである。

審議の結果、倫理委員会における意見を踏まえた表現上の修正を検討することを前提として、出席委員全員の賛成により承認され、実務ガイダンス第 1 号及び研究文書の公開草案を 6 月の役員会に上程することとなった。

実務ガイダンス第 1 号及び研究文書については、本年 6 月に公開草案を公表し、9 月に確

定版を公表する予定としている。

【主なご意見】

- 文書表現について、公認会計士が理解できる表現であったとしても、有識者懇談会の委員等の外部の関係者にとっては馴染みのない言葉であることも考えられることから、外部の関係者に分かりやすい表現を用いて起草するという視点を持つことが大切だと考える。

(ご意見への対応)

引き続き、外部の意見を取り入れるという観点を重視して取り組む旨を回答した。

- 実務ガイダンス第1号のQ410-13-1に追加する依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報の「差分」に関する記述が、複数の箇所で異なる表現で記載されているが、同義であるならば、それが分かるような表現にした方が理解しやすいのではないかと。
- 実務ガイダンス第1号のQ410-13-1に追加する記載において、「双方の情報が一致する」という文言があるが、依頼人が算定した報酬に関する情報と会計事務所等が算定した倫理規則に基づく報酬関連情報に金額の相違があったとしても、分析・調整の上で整合が取れるのであれば「一致」とみなすことができることが分かるように表現上の工夫をした方がよいのではないかと。
- 実務ガイダンス第1号のQ410-13-4において、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人が、金融商品取引法に基づく監査及び会社法に基づく監査の両方を受け、報酬関連情報の開示を行っている場合に、会計事務所等が当該依頼人に関する報酬関連情報の開示を行うときには、いずれかの監査報告書において報酬関連情報を開示することで足りるとされている。金融商品取引法に基づく監査においては、法令等により監査報告書における報酬関連情報の開示が求められていることから、改正案においてその点を注意喚起するために記載を追加しているが、金融商品取引法において開示が求められる旨を簡潔に記載した方が分かりやすいのではないかと。
- 実務ガイダンス第1号のQ410-13-4の質問文に金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査を指して「両方の開示書類に係る監査報告書において」という文言があるが、「両方の」という表現の代わりに、「それぞれの」等に修正した方が誤解がないのではないかと。

(ご意見への対応)

表現について再検討する旨を回答した。

- 実務ガイダンス第1号のQ410-13-1に追加する記載において、依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報との差分について分析し、依頼人と調整することにより双方の情報が一致する等、条件を満たす場合に依頼人が算定した報酬に関する情報を倫理規則における報酬関連情報として取り扱うことができるという記載があるが、依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報が一致するのであれば、依頼人の情報を使用する必要はないように思われる。

(ご意見への対応)

両者が一致する場合には、現在、公開草案として公表されている監査報告書に関する実務指針及び実務ガイダンスの中で依頼人が算定した報酬関連情報への参照が認められており、その点を意識した記載になっている旨を回答した。

- 依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報に相違が生じるのは、どのような場合か。

(ご意見への対応)

重要性の適用や報酬の算定基準が異なる場合等に相違が生じることがある旨を回答した。

2. IESBA 討議資料「IESBA 戦略及び作業計画案 2024-2027」に対するコメント案について

担当副委員長から、国際会計士倫理基準審議会 (the International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA) 討議資料「IESBA 戦略及び作業計画案 2024-2027」に対するコメント案について説明がなされた。主に、戦略ドライバーや戦略テーマ等に関する説明がなされ、その後、IESBA 討議資料に対するコメント案について説明がなされた。

IESBA の戦略テーマは、「サステナビリティ報告・保証の信頼性向上」、「サステナビリティ報告・保証以外の分野における IESBA 倫理規程の強化又は他の方法での対応」、「利害関係者の視点の多様性、IESBA 倫理規程のグローバルな運用性・受容性の更なる向上」、「採用と実施に引き続き焦点を当てることによる、IESBA 倫理規程の影響力の拡大」の四つとなっている。

審議の結果、倫理委員会における意見を踏まえた表現上の修正を行うことを前提として、出席委員全員の賛成により承認され、IESBA 討議資料に対する本コメント案を6月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 戦略ドライバーの一つである「テクノロジー」について、今後のワークストリームに含まれていないように思われるが、他の項目に含まれているのか。

(ご意見への対応)

テクノロジーは、次の改訂を見据えたワーキンググループを設置し、検討が進められている旨を回答した。

- コメント案の全体を通して、「理解、適用、採用、実施」と、同じ意味の言葉を異なる言い回しで表現しているが、統一した方がよいのではないか。
- コメント案に「テクノロジーに関するより高い倫理基準を設定する必要がある」という記載があるが、「より高い」という表現では、具体的に何を求めているか IESBA に伝わらない可能性がある。
- コメント案に「本考察はチャレンジングな内容を含みますが」という記載があるが、「本考察」が何を指しているのかが分かりづらいのではないか。

(ご意見への対応)

コメントの表現について再検討する旨を回答した。

- 戦略テーマの項目の二つ目に、「サステナビリティ報告・保証以外の分野における IESBA 倫理規程の強化又は他の方法での対応」とあるが、サステナビリティ報告・保証とそれ以外に分かれていることが気になる。環境変化等の別のテーマについて検討していくことが本項目の論点となるか。

(ご意見への対応)

理解のとおりである旨を回答した。

◆ 協議事項

1. 2024 年の改正倫理規則の検討状況

担当副委員長から、倫理規則改正の検討状況について説明がなされた。具体的には、「上場事業体及び PIE の定義」、「業務チームの定義及びグループ監査」及び「テクノロジー」に関する倫理規則の主な改正内容等について説明がなされた。

【主なご意見】

- 三つのテーマについて、倫理規則の改正スケジュールを確認したい。

(ご意見への対応)

三つのテーマを一つにまとめ、2023 年秋に公開草案を公表し、2024 年の定期総会において審議を行う予定である旨を回答した。

◆ 報告事項

1. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp